

秩父市電子納品運用ガイドライン

秩父市総務部工事検査課

1. 電子納品の目的

電子納品の目的は、工事の完成図書及び業務委託の最終成果品等を電子データで納品することで、業務の効率化、省資源・省スペース化を図ることを目的とする。

2. 適用する事業

電子納品を適用する事業は、秩父市が発注する工事及び業務委託のうち、約款・特記仕様書等で電子納品の対象と定めた事業とする。

なお、仕様書等によらず受発注者の協議により対象又は対象外とすることができる。

3. 電子納品の定義

電子納品とは、調査・測量、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することを言う。ここでいう電子データとは、各電子納品要領・ガイドラインなどに示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

4. 適用する要領・基準、準用する電子納品運用ガイドライン

電子納品で適用する電子データの仕様については、国土交通省の各電子納品要領・ガイドラインを適用する。また、電子納品運用ガイドラインは、埼玉県電子納品運用ガイドライン（埼玉県県土整備部）を準用する。

なお、国土交通省の要領・ガイドライン及び埼玉県電子納品運用ガイドラインについては、最新のものを適用及び準用することとする。契約後に要領及び運用ガイドラインが新たに策定された場合、または改定された場合は、受発注者の協議により適用する要領及び運用ガイドラインを決定する。

5. 当面の措置

埼玉県の「埼玉県電子納品運用ガイドライン」では、工事・委託業務の内容を鑑み、電子納品を行うことが適当でない工事・業務委託については、受発注者協議の上、電子納品の対象範囲から除外することができるとしている。

秩父市においては埼玉県電子納品運用ガイドラインを準用するが、工事については、当面の間は、受発注者の協議により写真のみの電子納品も認める。

業務委託については現在行っている方式とするが、受発注者で協議しファイル形式等確認する。

なお、段階的に国土交通省の各電子納品要領・ガイドライン、埼玉県電子納品運用ガイドラインに従って形式等統一を図るものとし、下記のルールに従い試行実施する。

当面のルール

1. 電子媒体は、CD-R または DVD-R とする。
2. 工事写真は、土木関係については国土交通省の「デジタル写真管理情報基準」による XML 形式ファイルで作成すること。
工事写真はパソコン画面で①写真区分ごとにツリー形式で区分されるので確認する項目を選択する。②選択した項目がサムネイル形式で一覧表示される。③写真を選択し情報を確認する。このような形式で確認を行うが、これに抛りがたい場合には、受注者が作成に使用した閲覧用ソフト（ビューアソフト）を無償で添付すること。
建築関係については、土木形式と異なるので「営繕工事電子納品要領」・「建築・設備工事電子納品写真作成要領」より作成すること。
3. 工事写真は電子納品を原則とするが、品質管理表、段階確認表、工事記録及び高度技術力、創意工夫、地域貢献等の状況写真は、それぞれの記録表に添付し紙媒体で提出することができる。
その他については、担当監督員の指示による。

付属資料

国土交通省の各要領（案）等との相違点

1. 工事番号

埼玉県電子納品運用ガイドラインP13、3.5.3（2）工事管理ファイルの取り扱い、
「工事管理ファイル（INDEX_C.XML）の工事番号は、発注者が受注者に提供する。」

※ この工事番号は、西暦と契約番号を組み合わせた番号（秩父市電子入札システムの番号）
11桁とする。

$$\text{西暦} + \left[\begin{array}{l} \text{工 事=001} \\ \text{コンサル=002} \\ \text{土木維持=003} \end{array} \right] + \text{0} + \text{契約番号} \\ \text{(3桁)}$$

工事の契約番号が 工事-40の場合
工事番号 20100010040とする。

2. 発注者情報（発注者コード）

CORINSで使用するコードを記入する。

大分類 5 地方公共団体（市区町村）

中分類 11 埼玉県（都道府県）

小分類 01 市町村

細分類 207 秩父市

発注者コード 51101207とする。

3. 請負者情報（請負者名）

請負者名は、秩父市入札参加資格名簿に記載されている正式名称を記入する。